

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院ハロン消火設備貯蔵容器等点検業務

2 委託目的

本業務は、院内に設置しているハロン消火設備用貯蔵容器の使用期限が到来するため、貯蔵容器を検査し、消防用設備の安全性を確保するため、本仕様書に基づき点検を行うものである。

3 業務内容

(1) 受注者は、「消防用設備等の点検の基準及び一部改正」(平成25年消防庁告示第19号)に基づき、容器弁の安全性点検を実施するものとする。

なお、貯蔵容器は再利用とし、代替容器をあらかじめ準備の上、受注者工場に持ち帰り、ガスの抽出・注入、容器弁新品取替、容器の整備・点検・試験の実施等を行い、院内に再設置するものとする。

(2) 対象容器は、次のとおりとする。

・代替容器 68L	27本
・容器弁交換(新品) PH18DHまたは同等品	27本
・ハロンガス充填 50kg/68L	27本
・二酸化炭素起動容器 1kg/2.1L PH5Cまたは同等品	4本
・既設容器引取(引取証明書含む)	4本
・容器耐圧検査など	27本

(3) 業務に係る関係官庁等への諸手続き、書類作成(貯蔵容器充填証明書、起動容器充填証明書、マニフェスト発行、消防手続関係書類等)、検査立会等

(4) 作業費、運搬費、交通費、消耗品雑材料費、諸経費等

4 特記事項

消防法及び高圧ガス保安法等、関係法令に基づき作業を実施すること。

5 業務実施上の留意事項

(1) 受注者は、当該施設が公共医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。

(2) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行うこと。

(3) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。

(4) 受注者は、業務の実施に当っては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止すること。

(5) 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。

6 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の住所、氏名等を発注者に通知すること。なお、前項(2)に該当する場合は、その資格を証する書類の写しを添付するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、業務終了後、速やかに業務の結果を委託業務実施報告書として、発注者に提出し、業務の履行確認を受けるものとし、確認を受けた後、支払内訳書の区分に応じ、委託料の支払を請求することができる。
- (3) 受注者は、点検機器に著しい劣化等が見られた場合は、その状況等を撮影した写真を1部提出するものとする。

7 費用の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) 本業務を実施するために必要な機材類・消耗品類は、受注者の負担とする。ただし、緊急修理に要した部品等は除くものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて発注者・受注者協議して定めるものとする。